

スマートグリッドの通信ネットワーク技術高度化実証事業 実施要領

1 概要

我が国の経済発展のためには、エネルギー需給の早期安定化が不可欠であり、その供給体制の強化に万全を期すことが重要であることから、情報通信技術を活用して電力の需要と供給を最適化するスマートグリッドの普及・展開に向けた取組が進められているところである。

他方、このような取組を通じて、スマートグリッドの普及・展開が本格的に進むに伴い、スマートグリッドに接続された個々の機器から、電力使用情報等に関する小規模データが多量に通信ネットワークに流通することとなる。このような大量の小規模データの流通により、通信ネットワーク全体に大きな負荷がかかることとなるが、このような状況にあっても、輻輳や障害等が発生しない通信ネットワークの安全性・信頼性を確保するためのスマートグリッドに適した通信方式の早期実現が求められているところである。

本事業では、実証を通じて、スマートグリッドに適した通信方式を早急に確立し、スマートグリッドの早期の普及展開を図り、省エネルギー社会を実現するとともに、新市場・新産業の創出による、国際競争力の向上を図る。

2 実証課題及び実施予定額

本事業では、別紙1の基本計画書に基づき提案を公募する。実施予定額については1件あたり3億円程度、計2件を想定しているが、詳細については、契約締結時に調整するものとする。

3 提案手続

(1) 応募資格

以下の要件を全て満たす、単独又は複数の民間法人等。

- ① 委託事業を遂行するために必要な組織、人員等を有していること。
- ② 委託事業を円滑に執行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- ③ 総務省が委託を行う上で必要とする処置を適切に遂行できる体制を有すること。
- ④ 委託事業を実施するため、委託事業に関連する分野における企業、地方公共団体等との連携・協力体制が構築できており、各主体の役割と責任が明確に示されていること。
特に、地方公共団体が提案主体に含まれていない場合は、委託事業を実施する地域を管轄する地方公共団体との連携・協力体制が構築できていること。
- ⑤ 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。

a) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）

- の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- b) 契約の相手方として不適当な行為をする者
- ア 暴力的な要求行為を行う者。
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
 - エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者。
- ⑥ 上記暴力団排除対象者であることを知りながら再委託の相手方としないこと。

(2) 提案書様式

別紙2の提案書作成要領に定める様式に従い、作成し、提出すること。

(3) その他の補足資料

提案を補足する資料があれば、A4番(様式自由)で添付することができる。

(4) 提出期間

提案提出を希望する民間法人等は、平成25年4月8日(月)17時までに提案書を提出すること。

(5) 提出部数等

提案書類(提案書、提案書の概要及びその他の補足資料)は次の部数を提出すること。
正本: 1部、副本: 1部、電子媒体(CD-R又はDVD-R): 1枚

(6) 提出先

本実施要領に記載の「1.1 実施要領に関するお問い合わせ先」へ持参又は郵送(〆切日の17時必着)により提出すること。

4 委託先候補の選定及び採択

(1) 選定方法

委託先候補の選定については、外部評価を行い、その結果に基づき総務省が委託先を選定する。評価については、書面審査及びヒアリングにより行う。ヒアリングの実施については、書面審査通過者に対し総務省より別途通知する。なお、評価に際し、提案者に対して追加資料の提出等を求める場合がある。

(2) 選定基準

委託先候補の選定に当たっては、別紙3の採択評価基準のポイントの項目に基づき、総合的に評価を行う。評価会での検討により選定基準に変更が生じた場合は、別途公表する。

なお、採択評価基準のポイントに挙げた項目以外の要素を追加した提案を行うことを妨げない。

(3) 提案内容の確認・採択・修正

総務省は、委託先候補を選定した後、委託先候補である民間法人等に提案内容の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、最終的な採択の決定を行う。採否の結果は、総務省から提案者あてに通知する。

採択された提案内容については、必要に応じて契約時までに総務省と委託先候補との間で調整の上、修正等を行うことがある。

5 委託契約

(1) 委託契約の締結

採択された委託事業について、総務省と委託先候補との間で、契約条件の調整を行った上で委託契約を締結する。

なお、契約上の委託経費の額は、必ずしも提案書に記載した希望金額と一致するものではない。また、総務省と委託先候補との間で契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もある。

(2) 委託期間

事業実施期間は、契約を締結した日から総務省が別に定める日とする。

(3) 契約の形態

総務省の支出負担行為担当官と民間法人等代表者が委託契約を締結する。複数の機関による共同事業の場合は、総務省は委託事業を行うすべての機関と直接契約を締結する。再委託は原則として不可とする。

(4) 契約書について

契約は総務省の委託契約書による。

6 委託費

(1) 委託費の扱い

委託費は、委託契約に係る契約書及び提案書に定められた用途以外への使用は認めない。なお、採択された予算計画書等は、必要に応じて契約時まで実施機関と総務省との間で調整の上、内容の修正を行うことがある。また、委託費は、原則として、事業終了後速やかに成果報告書等の提出を受け、委託金額を確定した後、精算払いにより支払う（特別な事情がある場合には、財務大臣協議等の所定の手続、承認を得た上で、年度途中で概算払いが認められることもある。）。

(2) 委託費の内容

委託費は、委託事業の遂行及び成果の取りまとめに直接的に必要な経費（直接経費）とそれ以外の諸経費（一般管理費）（それぞれ消費税（消費税＋地方消費税）5%を含む。）とする。直接経費の内訳は「スマートグリッドの通信ネットワーク技術高度化実証事業委託契約経理処理解説」のとおりとする。一般管理費は、直接経費の10%以下とする。

(3) 業務の外注

その内容が第三者に請け負わせることが合理的であると認められる業務については、委託事業の一部を第三者に請け負わせることができる。ただし、委託事業の全部又は委託事業の本質的な部分（実証要素のある業務）を第三者に請け負わせることはできないこととする。

また、事業の一部を第三者に再委託する場合は、以下に該当する場合を除き、事前に総務省に通告し、承認を受けなければならない。

- ① 再委託の金額が50万円を超えない場合
- ② 契約の主体部分ではなく、再委託することが合理的である業務であり、次に掲げる軽微な業務及びこれに準ずる業務であって、かつ、委託額の5分の1を超えない場合
 - ア 翻訳、通訳、速記及び反訳等の類
 - イ 中間報告書及び成果報告書の外注印刷等の類
 - ウ パソコン、サーバ等の委託業務の実施に必要な機器のリース・レンタルの類
 - エ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類

(4) 知的財産権の帰属

本事業実施中に知的財産権が発生した場合、「産業技術力強化法」に基づき、一定の条件（以下参照）の下、100%受託者側に帰属させることが可能である。

条件（遵守項目）

- ・本事業に係る成果（本事業の実施により新たに発見ないし生み出されたものすべてを言い、知的財産権に関するもの、ノウハウに関するもの等すべてを含む。）が得られた場合には、遅滞なく、総務省にその旨を報告すること。
- ・総務省が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を国に許諾するものとする。
- ・当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、総務省が当該知的財産権の活用を促進するため特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾するものとする。
- ・第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾をするときは、一部の場合を除き、あらかじめ総務省の承認を受けること。
- ・上記のほか、必要と認められる事項がある場合には、契約書等において別途定める。

（５）官民の費用分担について

当事業においては、事業を行うにあたって必要とする費用の1/3程度を、受託者自身で負担するものとする。

当該負担については、提案の際、別紙2の提案作成要領の様式に従って資料を提出すること。

（６）委託事業終了後の残存資産の取扱い

委託事業終了後、残存資産が存在する場合には、総務省と受託者が別途協議してその扱いを決定することとする。

7 報告及び評価

（１）成果報告書

受託者は、契約終了日までに成果報告書を総務省に提出しなければならない。成果報告書には次の内容を含むものとする。

- ・ 事業内容
- ・ 開発・実証に係る設計書やデータ
- ・ 収支報告
- ・ 委託事業終了後の事業計画、運営体制、資金計画（ランニングコストの負担方法及びその費用負担者）
- ・ 開発・実証成果の実用化・普及展開にかかる計画 等

成果報告書をもとに、評価会においてヒアリングを通じて終了評価を行う。評価に際し

ては、追加資料の提出等を求める場合がある。なお、成果報告書は、総務省ホームページ等で公開する予定である。

(2) 事後報告及び追跡評価

受託者は、委託事業終了後も総務省の求めに応じ、委託事業によって得られた成果について、提案書に記載された目標等に照らした事後評価を実施し、その評価結果を別に定める様式により報告するものとする。また、事後報告書をもとに、評価会において、事業終了後の運営状況や成果展開等について追跡評価を行う。なお、事後報告書は、総務省ホームページ等で公開する場合がある。

8 スケジュール（予定）

委託事業の実施スケジュールは、概ね以下のとおりと想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

- ・平成25年4月中旬～4月下旬：公募提案について外部評価を実施し、委託先候補を選定
- ・平成25年4月下旬～5月上旬：契約条件の調整を行い、委託契約を締結
- ・平成26年3月末：成果報告・終了評価

9 委託費の適正な執行について

(1) 適切な執行の確保

受託者は、委託事業に係る費用が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、本事業の主旨及び目的、本実施要領、委託契約書の内容等を十分理解した上で、効率的かつ効果的な執行に努めなければならない。対象外の予算使用や調達物品の未使用及び事業期間外の費用計上等、不適切な執行があった場合には、契約の取り消しや契約額の減額を行う可能性がある。

(2) 委託事業における経理処理

委託事業における経理処理については、別紙4「スマートグリッドの通信ネットワーク技術高度化実証事業委託契約経理処理解説」に従うこと。

10 その他

委託事業の実施については、本実施要領に定めるところによるほか、新たに取り決めるべき事項が生じた場合には、総務省が速やかにこれを定め、必要に応じて総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）で公開するものとする。

11 実施要領に関する問い合わせ先

総務省 情報通信国際戦略局 通信規格課

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館9階

担当：西野課長補佐、大江標準推進係長

電話：03-5253-5763

FAX：03-5253-5764

E-mail： standardization_promotion_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。